破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２０９号

徳島市丈六町長尾68番地の８、旧住所徳島市山城西３丁目１番地

破産者　麻植　　進

１　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで

２　一般調査期日　平成27年７月27日午前10時15分

平成27年７月６日　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１１号

徳島県徳島市八万町川南128番地　コーポアクティブ306号室、旧住所徳島県徳島市山城西３丁目１番地

破産者　麻植　達也

１　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで

２　一般調査期日　平成27年７月27日午前10時15分

平成27年７月６日　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６０号

徳島市山城西３丁目１番地

破産者　有限会社花ごよみ

１　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで

２　一般調査期日　平成27年７月27日午前10時15分

平成27年７月６日　　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１３号

大阪市中央区谷町６丁目２番９号502

破産者　長塩　　實

１　破産債権の届出期間　平成27年８月３日まで

２　一般調査期日　平成27年９月11日午前10時15分

平成27年７月６日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７８号

徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字北32番地６

破産者　勝浦開発有限会社

１　破産債権の届出期間　平成27年８月４日まで

２　一般調査期日　平成27年10月19日午前10時

平成27年７月３日　　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５０５９号

大阪府守口市金田町５丁目21番１号、前住所大阪府寝屋川市石津元町14番24号

破産者　湊谷　隆志

１　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで

２　一般調査期日　平成27年10月５日午後２時30分

平成27年７月６日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２６号

大阪市生野区小路東４－２－２、前住所大阪市東淀川区大隅１丁目６番28号　メゾン青宏501号

破産者　松岡　照治

１　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで

２　一般調査期日　平成27年10月８日午後２時

平成27年７月６日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６号

岐阜県中津川市福岡1327番地２

破産者　安保　春美

１　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで

２　一般調査期日　平成27年９月28日午前10時10分

平成27年７月６日

岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１８３６号

大阪府茨木市西太田町１番17号、住民票上の住所大阪府茨木市上野町21番12号

破産者　石河　万洋

１　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで

２　一般調査期日　平成27年９月14日午後２時

平成27年７月７日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４５号

大阪府羽曳野市碓井３丁目467番地の１

破産者　幸正通商株式会社

１　破産債権の届出期間　平成27年９月７日まで

２　一般調査期日　平成27年11月12日午前11時30分

平成27年７月６日

大阪地方裁判所堺支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２６年（フ）第４１９号

東京都日野市三沢３丁目19番地の８クレストフォルム高幡不動1409

破産者　高間　慎一

特別調査期日　平成27年９月16日午後１時30分

平成27年７月７日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２４７７号

東京都中央区晴海１丁目１－28－702福井方、住民票上の住所東京都中央区月島２丁目１－１－709

破産者　武笠　孝路（旧姓福井）

免責意見申述期間　平成27年９月14日まで

平成27年７月７日

東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第１００００１号

宮城県塩竈市新浜町１丁目17番29号

清算株式会社　七ヶ浜漁業株式会社

１　決定年月日　平成27年７月３日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

仙台地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第４号

広島県福山市新市町大字新市964番地の５

清算株式会社　株式会社プレッド

代表清算人　元石　忠章

１　決定年月日　平成27年７月３日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　本協定の対象となる債権（以下「特別清算債権」という。）は、清算株式会社に対し、平成27年５月31日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権とする。

２　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定後１か月以内に、別表弁済表の各「弁済額」記載欄の各弁済額を、振込の方法で支払う（振込手数料は各債権者の負担とする。）。なお、特別清算債権に対する割合弁済において生じる１円未満の端数は、切り捨てる。

３　各協定債権者は、前項の金員の支払を受けたときは、弁済表の各「免除額」欄記載の各債権額及び特別清算開始決定日以降の利息、損害金につき、その債務を免除する。

４　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人はこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、第３項による債務免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

広島地方裁判所福山支部

別表弁済表

単位：円

	債権者名		債権額	弁済額	弁済率	免除額
1	中小企業基盤整備機構		21,681,850	147,815	0.682％	21,534,035
2	アイフル株式会社		1,408,322	9,601		1,398,721
3	ダックテキスタイル株式会社		113,356,940			
			72,409,271			
		小　計	185,766,211	1,266,452		184,499,759
4	土屋尅秀		4,319,880	0		4,319,880
		合　計	213,176,263	1,423,868		211,752,395